

審理員意見書

平成29年7月18日

大和市長 大 木 哲 殿

審理員 ** **

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人A、B及びCがそれぞれ平成29年2月23日に提起した処分庁大和市長（総務部収納課取扱い）による延滞金減免申請否認処分に対する審査請求（平成29年（審）第1号、第2号及び第3号）の裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

- 1 平成元年*月*日、審査請求人3名（A、B及びCであり、以下「請求人ら」という。）は、**市**の土地と同番地所在の建物のD持分*分の*のうち、それぞれ*分の*を相続した。
- 2 平成2年*月*日、当該不動産は売却され、所有者それぞれに平成3年度市県民税（以下「本件税」という。）の課税（以下「本件課税」という。）がなされた。この時点で、Aは*歳、Bは*歳、Cは*歳であり、いずれも未成年であった。本件税が長期間にわたり完納されなかったことで延滞金が発生した。その額は平成29年1月12日時点でそれぞれ***円、***円及び***円である。
- 3 請求人らが本件課税を了知するまで、請求人らの母（以下「本件母」という。）が、納税相談及び代理納付を行っていた（Aは平成*年に、Bは同*年に、Cは同*年に、それぞれ成人している。）。

- 4 平成2年*月*日、E、本件母及び請求人らは、E*分の*、本件母*分の*、A*分の*、B*分の*、C*分の*を持分とし、**市**に所在する不動産（以下「現所有不動産」という。）を売買により取得した。
- 5 平成15年8月6日、処分庁は、滞納処分のため、現所有不動産につき、本件母の持分を除く持分の差押えを行い、同月7日、その事実が登記された。当該差押えに当たり、処分庁は、滞納金額を示した差押調書謄本を審査請求人3名それぞれに配達証明郵便で送付し、同年8月19日に配達された。
- 6 平成15年9月3日、処分庁は、Bの債権の差押えを行った。
- 7 平成22年4月7日、処分庁は、前項の差押えを執行した債権の取立てにおいて、Bに配当計算書を発送し、これを受領したBが、同月9日、処分庁に初めて問合せを行った。
- 8 平成22年7月31日、Bが自身の本件税を完納した。
- 9 平成24年11月12日、処分庁は、Cの元勤務先に給与照会を行った。このことについて、元勤務先から連絡を受けたCが、処分庁に初めて問合せを行った。
- 10 平成27年12月5日、Aが自身の本件税を完納した（証拠1・3）。
- 11 平成28年11月26日、Cが自身の本件税を完納した（証拠1・3）。
- 12 平成28年12月18日、請求人らは、大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号。以下「規則」という。）第9条第2項に基づき、延滞金減免申請（以下「本件申請」という。）を行った（証拠1）。
- 13 平成29年1月12日、処分庁は、本件申請に対する否認処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人らに通知した。
- 14 平成29年2月23日、請求人らはそれぞれ、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人らの主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件課税当時、請求人らはこれを了知せず、それぞれ成人後数年経過してから覚知するに至り、本件税についてはそれぞれ完納した。
- (2) 本件課税以来、本件母が処分庁に納税相談を行っていたが、請求人らはその事実を知らされず、成人後もその相談をともに行うことはなかった。これにより、20年以上の長期にわたり、本件母及び処分庁のいずれからも本件課税の事実を知らされなかったことが、延滞金が高額となった原因である。
- (3) 処分庁は、課税対象者たる請求人らが未成年であることを考慮し、未納により将来の不利益が生じないように、保護者たる本件母に十分に説明し理解を得るべきであった。それにもかかわらず、上記の義務を殊更に果たさなかったことは、延滞金が増額するのを待っていたかのような印象を与える。
- (4) 処分庁が、請求人らのいずれの委任もなく、その成人後も本件母とのみ納税相談を行っていたこと及び課税対象者に対する告知義務を果たしていないことは、違法ないし不当である。しかも、本件処分の通知には、行政不服審査法の規定による審査請求の教示が必要であるのに、異議申立てに関する教示しかなかった。
- (5) 延滞金が高額となったことは処分庁が責めを負うべきであり、かつ、本件は請求人らに悪意のある滞納ではない。しかも本件は前例のない事例とのことであるから、根拠規定についても前例踏襲をせずに解釈すべきであって、当該延滞金については規則第9条第1項第9号を適用して減免すべきである。

以上により、本件処分の取消しを求めるものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、請求人らの主張は失当で、本件処分に違法、不当な点はないとして、本件審査請求を棄却するよう求めている。

- (1) 本件母が本件課税以来、未成年であった請求人らに代わって納税相談及び代理納付をしていたことは、民法（明治29年法律第89号）に照らして有効である。

- (2) 請求人らの成人後については、記録の残っているものとして、平成13年、同14年及び同15年に請求人らに宛てて納付依頼等の文書を差し置き又は郵送している。また、同15年には、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条第1項第1号に該当する滞納処分として、滞納額を表示した不動産差押書を請求人らに宛てて配達証明郵便で送付し、送達されている。処分庁としては、これら一連の通知を送付したり処分通知文書が送達されたりしたことで、納税を促す意思表示は請求人ら本人に到達し、了知されたとの認識であった。
- (3) 平成15年に本件母が来庁した際、請求人らそれぞれからの分納誓約書の提出を依頼したにもかかわらず、提出がなかった旨記録が残っている。
- (4) 延滞金は、期限内納付の促進及び期限遵守者との公平性確保のために課されるものであり、発生要因が悪質か否かで納付義務が決定されるものではない。
- (5) 延滞金減免については、税負担の公平性から、その判断の基準となる具体例を規則第9条第1項第1号から第8号までに規定し、同項第9号はこれらに厳密には該当しないが準じた事例と認められる場合に適用することとしている。本件は、同項第1号から第8号までに該当せず、それに準じた事例と認められる事実もない。その他の事情を考慮しても、同項第9号の規定を適用するに足る事実はないと判断し、本件処分をしたものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第13条は、納付又は納入の告知について定めており、その第1項で「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。」と規定している。また、法第20条は、書類の送達について定めており、同条第1項は「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類

は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と規定し、同条第4項は「通常の取扱いによる郵便又は信書便によって第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。」旨規定している。法第20条の6は、第三者の納付等について定めており、同条第1項で「地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。」と規定する。

また、法第326条第1項は、延滞金について定めており、市民税の納税者は、納期限後に税金を納付する場合、「納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」旨規定し、同項第1号は「納期限後に納付する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日」とする旨規定する。同条第4項は「市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる」旨規定する。

なお、法附則第3条の2において、上記延滞税率の特例として、平成26年1月1日から当分の間「法第326条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする」旨規定する。

さらに、法第331条は、市町村民税に係る滞納処分について定めており、同条第1項は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10

日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」は、「市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない」旨規定している。

(2) 民法（明治29年法律第89号）第818条第1項は、親権について「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」と規定し、同法第824条は、子の財産の管理及び代表について、その本文に「親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。」と規定している。また、同法第827条は、財産の管理における注意義務として「親権を行う者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、その管理権を行わなければならない。」と規定し、同法第828条は、財産の管理の計算についてその本文に「子が成年に達したときは、親権を行った者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならない。」と規定する。

(3) 規則第9条は、法第326条第4項を受けて延滞金の減免について定めており「市長は、納税者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、延滞金額を減免することができる」旨規定し、同条各号にその具体的要件を次のとおり定めている。

「(1) 納税者又は特別徴収義務者が震災、風水害、火災その他これに類する災害又は盗難により損害を受けた場合で、事情やむを得ないと認められるとき。

(2) 納税者又はその同居の親族が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき。

(3) 納税者又はその親族が重傷を受け、又は疾病にかかり、若しくは死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。

(4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業について多大な損害を受け、事

情やむを得ないと認められるとき。

(5) 納税者が失職等により事情やむを得ないと認められるとき。

(6) 納税者又は特別徴収義務者が解散し、又は破産手続開始の決定を受けた場合で、事情やむを得ないと認められるとき。

(7) 納税者又は特別徴収義務者が法令その他により身体を拘束されたため、納税することができなかつた事情があると認められるとき。

(8) 納税者又は特別徴収義務者が賦課に関する審査請求又は出訴により課税額について更正がなされたとき。ただし、審査請求又は出訴の日からその裁決書又は判決書発送の日以後10日までの期間に対する延滞金額に限る。

(9) 前各号に定めるもののほか、特に市長が減免の必要を認めたとき。」

2 本件申請が規則第9条第1項第9号の要件に該当して減免すべきかについて

(1) 大和市における延滞金の減免は、規則第9条第1項各号のいずれかに該当することが必要であるが、本件申請については、同項第1号から第8号までのいずれにも該当しないことについては争いがない。

(2) 本件申請は、請求人らが、本件税は完納したものの、延滞金を納付する資力はないという経済的理由と、そもそも本件税及びその滞納による延滞金（以下「本件税等」という。）について知らされなかつたことが理不尽だとして、規則第9条第1項第9号の特例措置を求めたものである。

(3) 規則第9条第1項第9号について、処分庁は、延滞金減免の特例措置として、同項第1号から第8号までに厳密には該当しないものの、それに準ずるものを救済するために設けた規定であり、本件は、同項第1号から第8号までに準ずる事例とは認められないと主張する。しかしながら、同項第9号には、同項第1号から第8号までに準ずると認められる場合に限る旨明記されているわけではないことから、これに限らず市長の裁量権に基づく減免が認められるべきである。さらにいえば、納税者が処分庁の故意又は重過失により納税が妨げ

られた場合など、納税者に延滞金を課すことが明白に信義則に反する特別な情状がある場合等は、同項第1号から第8号までに掲げる事情と同視して、その減免を認めるべきであるから、以下、本件がそのような場合に当たるかどうかを検討する。

ア 経済的理由について

そもそも本件税が不動産の売却益に対して課税されたこと（争いなし）に加え、請求人らは、現所有不動産につき持分を所有している（証拠6）ほか、預貯金が判明していた時期もある（証拠3）。処分庁は、同不動産の売却により請求人らが代金の一部を受け取る権利があることを基に、請求人らの財産の所有を認定し、経済的理由は減免の根拠とならないと判断したことは是認できる。これに対し、請求人らは、現所有不動産は差し押さえられている旨主張するが、財産を有しているとの認定を妨げるものではない。

イ 本件税等に係る処分庁の通知行為等について

請求人らは、成人後10数年経過するまでそれぞれが本件税等につき了知しなかったのは、処分庁が告知義務を果たさなかったためであり、通知等を送付したとしても実際に請求人らが応答しなかったことから、了知されていなかったことは判断できたはずであると主張する。

法は、第13条において、地方公共団体の長に対し文書による納付又は納入の告知義務を定めているが、これは賦課徴収を決定した租税債権の確定の通知とその納期限の決定を目的としており、法はこれ以外に一般的な告知義務を定めていない。すなわち、同条に基づく告知以外の納税義務者への通知は、地方公共団体が確実にその租税債権を回収するために行うものであって、納税義務者に改めて課税の事実を知らせるためではないと解される。その上で、法律上必要な通知については、法第20条第1項において、徴収金の賦課徴収に関する書類は郵便等により、その送達を受けるべき者の住所、居所等に送達する旨規定し、同条第4項は、通常の手続きによる郵便又は信書便によって当該書類を発送した場合には、その郵便物又は信書

便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨規定していることから、一般的には本人が実際に当該書類の到達を了知したかの確認までを要しないと解すべきである。そこで、以下、本件に係る処分庁の通知行為等につき検討する。

(ア) 本件税は、請求人らがいずれも未成年であった平成3年度に賦課されたものであり、この時からそれぞれが成人するまでの間、親権者たる本件母が納付及びその相談を行っていたことは、子の親権及び財産の管理について定めた民法第818条及び第824条により、適法である。また、法第20条の6によれば、第三者による納付が可能であることから、請求人らが成人した後に、本件母が納付していたことについても適法であり、これらの納付や相談を受けていた処分庁が違法不当な措置をしていたとはいえない。

(イ) 本件母には、民法第827条による財産の管理における注意義務及び同法第828条による財産の管理の計算の義務があるから、本件税等についても請求人らそれぞれが成人した時点でそれぞれ本件母から告知すべき事項と認められる。請求人らが主張するとおり、上記に反して本件母から本件税等に係る告知がなかったとしてもそれは家族間の問題であるから、処分庁に責任を押し付けるべきではない。

(ウ) 証拠上、請求人らのうち、Bは平成22年、A及びCは同24年に本件税等について初めて了知したものと認められる（証拠3）。これに対し、請求人らそれぞれが成人したのは、Aが平成*年、Bが同*年、Cが同*年であるから、その時点以降の処分庁の書類送達等について証拠に基づき検討すると、同15年8月6日の現有不動産差押えについて、滞納額を表示した不動産差押書を各審査請求人宛に配達証明郵便で送付し、それぞれ同月19日には配達証明されている（証拠5）。法第20条第1項に基づき文書が送達していることから、これにより処分庁は同条に規定する納税者たる請求人らへの通知義務を履行したというべきである。

(エ) 上記のほか、処分庁は、平成13年にはA宛に「納付依頼通知書」を差し置きし、同14年には請求人らに「来庁依頼通知書」を送付し、同15年には請求人らに「大和市税等の納付について」の催告文書を郵送したことが認められる(証拠3)。もしこれらが宛先不明により返送されるなどすれば、他の方法により送達することとなるが、いずれの郵便物も返送された事実は証拠上認められない。さらに、平成15年5月28日には、納付等のため来庁した本件母に対し、「分納誓約書」を渡し本人に提出させるよう依頼し(証拠3)、同16年5月13日には、請求人らへの「大和市税等の納付について」の催告文書を手渡したほか、同20年1月8日にも、審査請求人本人が来庁するよう伝言依頼したと記録されている(証拠4)。また、同日の記録には、本件母が本件課税分以外の滞納分については、本人に払わせるとの言があったと記録されている(証拠3)。これらのごとく、請求人らへの文書及び伝言を本件母に直接依頼したにもかかわらず、請求人らがいずれもそれを受けていないと主張していることに加え、Bが本件税等につき本件母に事情を問うたところ「自分の問題であるから娘たちには関係ない」と答えたこと(口頭意見陳述記録)からは、もし請求人らに処分庁からの文書等が一切渡っていないとすれば、本件母が何らかの意図をもって伝達しなかったものと思料せざるを得ない。

(オ) これらによれば、処分庁は、請求人らが成人したことにより、本件母ではなく納税義務者たる請求人ら本人と直接話して納税を促す必要性があると認識していたからこそ、法の定める文書の発送及び送達に加え、各種文書の郵送や本件母に審査請求人らへの文書を託し、及び伝言を依頼したと解されるのであって、早期の完納により延滞金の増大を防止させる目的こそあれ、反対に請求人らが主張するような延滞金を増大させるために納税を妨げる意図や実際に妨げた事実は何ら認められない。

さらにいえば、本件税の納付状況として、平成15年8月6日の現有不動産差押え以後においても本件母から、A分については平成21年1月16日まで、B分について同20年5月19日まで、C分について同年7月28日まで法第20条の6第1項の規定による第三者納付が継続されているのであるから（それぞれ証拠2）、請求人らが自身で分納誓約書を提出し、並びに納付及び納税相談を行った事実はないにしても、これをもって処分庁が責めを負う理由にはならない。

(カ) なお、平成22年にBが最初に処分庁に問い合わせた際、そこで初めて本件税等につき了知したと見られることは、記録（証拠3）上、当時の担当者も推認できたものと思料される。そうであれば、記録上つながりのあるAやCも同様の状況である可能性を考え、処分庁が改めてAらに連絡を試みる余地があったといえなくもない。

しかしながら、当該事項は法律上も条理上も義務とまではいえないことに加え、B及び本件母からも容易にAらへの連絡が可能であったと認められることから、処分庁がこれをしなかったことをもって、必要な通知を怠ったとはいえない。

(キ) 以上検討したように、処分庁は、法律上必要な通知義務を果たしていることに加え、請求人らが未成年の頃から継続して納付及び相談を行っていた本件母に対し、複数回、請求人らへの文書の手交及び伝言を依頼していたのであるから、法律上も条理上も、当人らが実際に応答しなかったことをもって、処分庁の通知行為が不十分であったということはできない。

ウ 悪意のない滞納との主張について

請求人らは、悪意ある滞納ではないので救済措置を講ずべき旨主張する。これについては、法第326条が、納期限後に税金を納付する場合、納税者に対して延滞金の納付を義務付けており、これに悪意性の要件を一切付していないことから、延滞金は、期限内納付の促進及び期限遵守者との

公平性確保のために課されるものと解すべきであり、発生要因が悪質か否かで納付義務が決定されるべきものではないから、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

(4) 以上検討したとおり、規則第9条第1項第9号の該当性について、本件では、上記(3)本文に記載の事情があるとは認められないから、同号の要件には該当しないというべきである。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

このほか、請求人らは、本件処分に係る教示の誤りに加え、これまでの処分庁の説明等に対する不信を縷々述べている。市として適正な事務を行い、及び説明責任を全うすることは、市税の公平公正な賦課徴収及びこれに対する信頼確保のために不可欠ではある。ただし、この点については、処分庁の今後の事務処理において改善の余地はあるものの、請求人らに具体的な不利益等があったとまではいえないから、本件処分の適法性、妥当性に影響を及ぼすものではなく、これを取り消すべき理由とは認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

以 上